

# ねんきん「コーナー」



## 付加保険料で年金額を増やすことができます！

定額の国民年金保険料に月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金(年間受け取り額)は、「200円×納付月数」で計算されます。2年以上受給すると、支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れるのでお得です。

付加保険料の納付は、申し込みした月分からとなり、定額保険料(月額1万5040円)を納付することが条件です。また、国民年金基金に加入している方や、年金保険料の免除該当者は、付加保険料を納付することはできません。

付加保険料の納付の申し込みは、役場または年金事務所へお願いします。後日、年金事務所から納付書をお送りします。

## 国民年金基金で積立てて増やす方法もあります！

国民年金基金は、国民年金だけに加入している自営業者などの方がより充実した年金が受けられる

よう、国民年金に上乗せして年金を受け取ることができる制度です。国民年金基金に加入できる方は、

20歳以上60歳未満の国民年金保険料を納めている第1号被保険者の方です。なお、国民年金基金加入者は、上記の付加保険料を納めることはできません。

国民年金基金には、「地域型国民年金基金」と「職能型国民年金基金」があり、どちらかを加入希望して、国民年金保険料とは別に掛金を納めることになります。

加入申し込みは、地域型国民年金基金(☎0120-654192)へお願いします。

## 「住民票コード収録状況のお知らせ」について

10月より、毎月、日本年金機構から「住民票コード収録状況のお知らせ」(ハガキ)が発送されます。このお知らせは、年金を受給する予定の方に対して、60歳到達月の2カ月前に送付します。

日本年金機構では、住民票コードを利用して住所の把握を行っています。このお知らせは、住所を変更された時に「住所変更届」の提出不要対象者であるかを本人へ

通知するものです。詳しくは、年金事務所へお問い合わせください。

## 「年金相談」のご案内

幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要です。

また、代理人の方が相談する場合は、本人からの委任状が必要となります。

**日時** 平成26年1月16日(木)

午前10時～正午

午後1時～3時

**場所** 黒潮町役場 佐賀支所

町民室(1階)

○お問い合わせ

黒潮町役場

本庁 住民課 住基戸籍係

☎43-2800(直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎55-3701(直通)

日本年金機構 幡多年金事務所

☎34-1616

## 平成25年工業統計調査を実施します



政府統計



工業統計キャラクター コウちゃん

工業統計調査は、わが国の工業の実態を明らかにすることを目的とした統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として利活用されます。

調査時点は平成25年12月31日です。

調査票へのご回答をお願いします。

【お問い合わせ】本庁 総務課 企画振興係 ☎43-2177(直通)